

【オーストラリア】2023年豪州治安情報機関改正法

主幹 海外立法情報調査室 内海 和美

* 2023年6月、セキュリティ・クリアランスに関し、機密情報保護強化のための豪州治安情報機関（ASIO）の職務範囲拡大や、不服申立てについて新たに規定する法律が制定された。

1 セキュリティ・クリアランス

豪州において「セキュリティ・クリアランス（Security Clearance: SC）」制度¹は、「保護安全政策枠組み」²に基づき実施されている。同「枠組み」で機密情報は、重要度の低い順に Protected、Secret、Top Secret に設定され、各レベルの機密情報への継続アクセスが可能な資格として、4つの SC レベル³が規定されている。豪州政府機関のセキュリティ審査⁴（Security Vetting. 機密情報にアクセスする必要がある職員等からの申請に含まれる情報の「確認」、「SC 適性評価（SC suitability assessment）」を行い、SC 付与の可否等を「決定（decision）」する。）は、2010年9月以前は各政府機関が個別に行っていたが、2010年10月に豪州政府セキュリティ審査庁（Australian Government Security Vetting Agency: AGSVA）が国防省内に設立され、政府職員の SC を一元的に管理することになった。そのため大部分の政府機関は、SC が必要な職員について、AGSVA のセキュリティ審査サービスを利用しなければならない⁵。

4つの SC レベルのうち Baseline 以外は、豪州治安情報機関⁶（以下「ASIO」）による SC 適性評価が必須となっている⁷。そのため AGSVA は一連のセキュリティ審査過程で得た情報を、定期的に ASIO に提供している。これに関し、ASIO と AGSVA の間で、ASIO の評価開始時期や AGSVA が提供する情報の量及び質について見解の相違が存在し、問題となっていた⁸。また、AGSVA によるセキュリティ審査システムの一元管理も、当初期待されたコスト削減効果が得られず、審査の処理時間の長さが問題となるなど、十分な効果が得られていないとされる⁹。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年9月7日である。

¹ 「豪州政府の機密情報にアクセスする資格及び適性を確認する」ために実施される。Department of Home Affairs, “Policy 12: Eligibility and suitability of personnel.” <<https://www.protectivesecurity.gov.au/publications-library/policy-12-eligibility-and-suitability-personnel>>

² Protective Security Policy Framework. 2018年10月運用開始。詳細は Attorney-General’s Department, “Protective Security Policy Framework: Securing government business: Protective security guidance for executives,” 2018 <<https://www.protectivesecurity.gov.au/system/files/2022-11/protective-security-guidance-for-executives.pdf>> 参照。

³ SC レベルの低いものから順に、Baseline、Negative Vetting Level 1、Negative Vetting Level 2、Positive Vetting(PV)である。各 SC 保有者がアクセスできる機密情報レベルは、“Security clearances – Overview: Security clearance levels,” Department of Defence website <<https://www.defence.gov.au/security/clearances/about/overview>> 参照。2021年11月30日、新たな SC レベル（TOP SECRET-Privileged Access）が創設され、段階的に PV に置き換わる予定と発表された。

⁴ Australian National Audit Office, “Central Administration of Security Vetting,” Auditor-General Report No.45 of 20114-15, 2015.6, Figure S.1. <<https://www.anao.gov.au/work/performance-audit/central-administration-security-vetting>>

⁵ PV（TOP SECRET（一部の警告情報を含む。）にアクセスできる SC）の付与ができるのは、5つの機関（AGSVA、豪州治安情報機関（ASIO）、国家情報局（ONI）、豪州秘密情報機関（ASIS）、豪州連邦警察）とされる。

⁶ Australian Security Intelligence Organisation. 豪州の安全保障上の脅威の発生に対し、その特定・調査及び豪州の安全確保のための助言を行う連邦機関で、1949年に設立された。

⁷ Attorney-General’s Department, *op.cit.*(2), pp.21-22.

⁸ Australian National Audit Office, *op.cit.*(4), para.3.17.

⁹ 年間530万豪ドルの削減が期待されていた。*ibid.*, para.12-13. 1豪ドルは約95円（令和5年9月報告省令レート）。また、例えば PV の処理時間は、目標値180日に対し実際は192日（中央値。2023年8月31日現在）となってい

2 1979年豪州治安情報機関法の改正

2023年6月28日、SC制度の効率化や機密情報保護の強化等を図るため、「2023年豪州治安情報機関改正法」¹⁰が制定された（同年7月1日施行）。全3か条、附則1編。附則による主な被改正法は、「1979年豪州治安情報機関法」¹¹（以下「ASIO法」）であり、主な改正点は、同法への第IVA章「セキュリティ審査及びSC関連業務」（第82条～第83F条）の追加である。

(1) SCに関するASIOの職務の拡大

ASIO法第III章第17条第1項にcb号が挿入され、ASIOの職務に「第IVA章に従いセキュリティ審査及びSC関連業務を実施すること。」が追加された¹²。これに基づき、第82C条にASIOの職務として、①個人のSC保有の適性を評価するためのセキュリティ審査の実施、②SC決定（個人へのSC付与・拒否、既に保有するSCの取消し・一時停止等（第4条））、③SC保有者への継続セキュリティ審査及び適性評価、④セキュリティ審査機関（security vetting agency）等へのSC適性評価の提供、⑤他のセキュリティ審査機関が付与したSCに対する責任の引受け等が規定された。ASIOはこれまで、第IV章により、AGSVA等が行うセキュリティ審査へのSC適性評価の提供及びASIO職員に関するSC決定等を行っていたが、今回の改正により、他機関の職員のSC決定を行うことが可能となった¹³。なお、⑤の場合、当該SCはASIOが付与したものとみなされ、このようなSC決定については第IVA章が適用される（第82C条第2項）。

(2) ASIOのSC決定及びSC適性評価を審査する新しい枠組み

法改正前、セキュリティ審査機関が行ったSC決定に対して内部又は外部審査を求める法的権利は存在しなかった¹⁴が、新たに3つの枠組み（①内部審査、②行政不服審判所（Administrative Appeals Tribunal: AAT）による審査、③独立審査官による審査）が導入された（第IVA章第3節）。①の審査対象は、ASIOが行った、SC不認定や、SC保有の撤回（revoke）等の決定（以下「原決定」）である（第82H条）。審査は、ASIOが任命した内部審査官が行い、原決定の承認、変更、取消し（set aside）の決定を行わなければならない。取消しの場合、内部審査官は別のSC決定を行うことができる（第82L条）。②、③の審査対象はそれぞれ、②：内部審査官による、原決定の承認、変更の決定、取り消した上で行ったSC拒否・撤回等の決定、及びASIOがセキュリティ審査機関に提供した不利なSC適性評価（第83条）、③：内部審査官による、原決定の承認、変更の決定、取り消した上で行ったSC拒否・撤回等の決定（第83EA条）である。なお、②の原決定は、SC保有者又は連邦公務員等に対して、③はSCを保有せず、連邦公務員等でもない者（SC新規申請者）に対してそれぞれ行われた決定である点が異なる¹⁵。

る。“AGSVA’s performance.” Department of Defence website <<https://www.defence.gov.au/security/clearances/about-ag-sva/governance-performance#performance>>

¹⁰ Australian Security Intelligence Organisation Amendment Act 2023, No.33. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2023A00033>>

¹¹ Australian Security Intelligence Organisation Act 1979, No.113. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2023C00165>>

¹² SC関連規定としては第IV章「セキュリティ評価」（第35条～第81条）があるが、第36A条が追加され、第IVA章に基づく権限の行使又は職務の遂行に関して第IV章（第81条を除く。）は適用されないと規定された。

¹³ “House of Representatives, Explanatory Memorandum: Australian Security Intelligence Organisation Amendment Bill 2023,” p.42. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7020_ems_881fb571-90e0-4162-920d-bcdf8f8fc23b/upload_pdf/JC009260.pdf;fileType=application%2Fpdf>

¹⁴ ASIO、ASIS、ONI等以外の職員は、セキュリティ審査機関が行ったセキュリティ（適性）評価に対してはAATへの審査請求が認められていた（ASIO法第IV章第54条）。“ASIO Submission to the Parliamentary Joint Committee on Intelligence and Security: Review of the Australian Security Intelligence Organisation Amendment Bill 2023,” 2023.4, p.6.

¹⁵ ASIOはこの区別を、SC新規申請者は敵対的外国勢力から利用される危険が高いためとしている。ibid., p.5.